

◎佐賀県条例第4号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p><u>(22) 略</u> (教務手当)</p> <p>第4条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員が、教育指導又は職業訓練指導に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>総合看護学院に勤務する職員で看護に関する科目の講義又は実習指導に従事するもの</u></p> <p><u>(2)～(6) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の手当の額（同項第5号に該当する職員に支給するものを除く。）業務に従事した日1日につき1,200円（同項第4号に該当する職員が現場における実習指導にのみ従事した場合にあっては、350円）</p> <p>(2) 第1項の手当の額（同項第5号に該当する職員に支給するものに限る。）業務に従事した日1日につき350円</p> <p>(3) 略 (防疫等作業手当)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p><u>(22) 航空機搭乗作業手当</u></p> <p><u>(23) 略</u> (教務手当)</p> <p>第4条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員が、教育指導又は職業訓練指導に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p><u>(1)～(5) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の手当の額（同項第4号に該当する職員に支給するものを除く。）業務に従事した日1日につき1,200円（同項第3号に該当する職員が現場における実習指導にのみ従事した場合にあっては、350円）</p> <p>(2) 第1項の手当の額（同項第4号に該当する職員に支給するものに限る。）業務に従事した日1日につき350円</p> <p>(3) 略 (防疫等作業手当)</p>

改正前	改正後
<p>第7条 防疫等作業手当は、職員（家畜保健衛生所に勤務する獣医師を除く。）が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち人事委員会規則で定めるもののまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 （麻薬等監視手当）</p> <p>第18条 麻薬等監視手当は、薬務課に勤務する薬剤師（麻薬取締員を除く。）が、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第32条第1項及び第2項の規定による業務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略 （外国勤務手当）</p> <p>第31条の4 略</p>	<p>第7条 防疫等作業手当は、職員（家畜保健衛生所に勤務する獣医師を除く。）が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち人事委員会規則で定めるもの <u>（次号において単に「家畜伝染病」という。）</u> のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>(2) <u>家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）</u> で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略 （麻薬等監視手当）</p> <p>第18条 麻薬等監視手当は、薬務課に勤務する薬剤師（麻薬取締員を除く。）が、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第32条第1項及び第2項の規定による業務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略 （外国勤務手当）</p> <p>第31条の4 略 <u>（航空機搭乗作業手当）</u></p> <p>第31条の5 <u>航空機搭乗作業手当は、職員が、航空機に搭乗して行う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、作業に従事した時間1時間につき2,300円を超えてはならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の手当の1の月の総額は、前項の規定による額に80を乗</u></p>

改正前	改正後
<p>(警務作業手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第13号の作業 1件又は作業1日につき<u>4,600円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 <u>前項第5号の規定にかかわらず、航空機搭乗作業に係る警務作業手当の1の月の総額は、同号に掲げる額に80を乗じて得た額を超えてはならない。</u></p>	<p><u>じて得た額を超えてはならない。</u></p> <p>(警務作業手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第13号の作業 1件又は作業1日につき<u>5,200円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 <u>第1項第15号の作業に係る手当の1の月の総額は、前項第5号の規定による額に80を乗じて得た額を超えてはならない。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の改正規定 佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例（令和2年佐賀県条例第19号）の施行の日
- (2) 第7条の改正規定 公布の日
- (3) 第18条の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条の規定（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の施行の日